



## 資料① 映画『憲法を武器として』について



### ■ 映画の解説

#### 『憲法を武器として』

##### 【スタッフ】

監督・プロデュース 稲塚秀孝  
撮影:中堀正夫  
編集:矢船陽介  
音楽:足立美緒  
後援:日本平和委員会 北海道平和委員会  
協賛:学校法人 東放学園  
語り:仲代達矢

##### 【キャスト】

松崎謙二 (野崎健美)  
村上新悟 (野崎美晴)  
無名塾、劇団男魂、C.A.Wほか  
2017年制作 日本映画 110分

### 【解説】

「恵庭事件」は1962年12月、北海道恵庭町自衛隊島松演習場近くで酪農を営む野崎牧場の兄弟が、通信線を切断したことに始まる事件です。

長年戦闘機や大砲の騒音被害を受け牛の乳量が落ち、家族の健康が損なわれ、約束が守られなかったことから、やむにやまれぬ実力行使でした。国（検察）は自衛隊法121条「防衛の用に供するもの」で起訴。国が、自衛隊の「公然化」を国民に突きつけたものでした。

「恵庭裁判」は、札幌地方裁判所で、3年半、計40回の公判が開かれました。被告と弁護団は自衛隊と自衛隊法は憲法第九条に違反すると主張。裁判所は1967年3月29日判決（辻三雄裁判長）で「被告は無罪」としましたが、自衛隊の憲法判断は回避、「肩すかし裁判」と言われました。50年後の今「自衛隊と日本国憲法」があらためて問われています。

### 映画を見て、「自衛隊とは何か」「勝つための戦略」を考えよう

私たちの家庭を壊し、経営を壊していながら、被害補償も、公害対策もしない理不尽な自衛隊に対し、時にはジェット機の標的を壊し、時には大砲の前に立って射撃を止め、走行する戦車の前に立ちはだかり追い返しました。このような行動ができた根拠は何か。「憲法12条を武器にしたから」でした。

「この憲法に保障される自由並びに権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」この条文を何度も読んで、**憲法12条**のもつ意味を頭の中にたたき込み、勇気をもって、不平等な自衛隊との戦いに臨んできました。

99%が有罪になる裁判では秘密保護法、安保法制、共謀罪は大問題の法律です。原点からの発想に基づく戦略を考え、廃止に追い込みましょう。

(恵庭事件被告 野崎健美 2017年10月)

### 半世紀の時を超えて 日本国憲法の歴史的意義を問い直す映画が生まれた

無罪判決なのに検察官は大喜びで、控訴もしない。直前における判決文の差し替えはあったのか。自衛隊に対する憲法判断を阻止しようとする「力学」のすさまじさ。牧場主きょうだいのしたたかな「権利のための闘争」。そのせめぎ合いの中で恵庭判決は出された。

(早稲田大学教授 水島朝穂)

## 資料② 映画「憲法を武器として」を見て



### 映画『憲法を武器として』を見て

恵庭事件は1962年、北海道恵庭町自衛隊島松演習場近くで酪農を営む野崎牧場の兄弟が自衛隊の通信線を切断したことに始まります。長年、戦闘機や大砲の騒音被害を受け、牛の乳量が落ち、家庭の健康が損なわれ、約束が守られなかったことから、やむにやまれぬ美力行使でした。

しかし、国（検察）は、自衛隊法121条「防衛の用に供するもの」違反事件で起訴、「自衛隊の公然化」を国民に突きつけるものとなりました。

映画の大半は裁判の経過がどのようなものであったか、再現によって描かれていきます。

映画を見てまず感じたことは、ここまで自衛隊の憲法判断をめぐる議論をやっていながら、それが判決にいかされなかったこと、つまり最終的には自衛隊法の「防衛の用に供するもの」にはあたらないという憲法に触れることを避けた「肩すかし判決」になったことは、後々日本国民にとっても取り返しのつかない大きな損失だったということです。それは、国民の権利を守るための議論の場である「司法」そのものが失なわれたといえるかも知れません。三権分立の中で、司法は憲法判断を避け、逃げ、憲法を使って、国民にとって適切な判断をしていく役割を果たそうとせず、放棄したのだと思いました。

それが上（政権・政治）からの圧力の結果であったとしても、こうした議論を避けて、きちんとした議論をしてこないまま、曖昧にしてきたことが憲法の力を失わせ、その問題を解決しないままに自衛隊をなしくずしに既成事実化してきたと強く感じました。

それはある意味、国民自身が憲法を、或いは自衛隊を自分たちのものとするのができなかったことにもつながります。では自衛隊は誰のものなのでしょう？

いま、自衛隊を軍隊として役立てるために「憲法自体を変えてしまえ」という本末転倒のやり押しを政権が押し進め、国会議員の8割以上が支持しているという状況です。そうした改憲することだけが目的化し、本来の政治的なあるいは論議もせずにイメージだけでおし進めてしまおうという動きです。

自衛隊法自体を正しく憲法判断とするために5年もの間、闘い続けた野崎被告、弁護団の闘いの姿には感動します。この裁判の当事者への取材インタビューは熱意が少しも衰えていないことを感じます。

そして裁判官自身の悩み、迷い続ける姿も変につくりものとして描いたところに好感がもてました。よりわかりやすく、よりおもしろく伝えようとするれば、もっと違った演出もあったのでしょうか、きっと裁判記録にあるものだけで話を作ることにこだわったのでしょうか。

裁判がどのように進められたのかは、とてもわかりやすく描かれていたのですが、よくわからないところもいくつかありました。

裁判所側が検察側に勧告した論告求刑を取り下げないかという提案、それがどのような意図を持ったものだったのか、憲法判断を避けようとした裁判所側のメッセージだったのか。そして判決の直前に何があったのか。

上からの圧力があつたことは辻裁判長の娘さんの証言や当事者へのインタビューなどで明らかにされていますが、直接のものではありません。直接、そのことを知っている唯一の三人目の裁判官は「公判途中であったことは口外しない、墓場までもっていくと言っています。」

しかし自衛隊そのものの存立の議論をしないまま、自衛隊自体を憲法に名前だけ付け加え、空洞化し軍隊としての役割を認めさせようとする今の政治情勢の中で、それでいいのかと思います。今こそ、戦後の憲法論議がどのようなものであって、どうしてそれが実効的なものにならなかったのか、今こそ明らかにしたいし、知りたいと思います。それを今後の憲法をめぐる議論の中で活かしていきたいと思います。

これからの憲法論議、とくに「第9条の自衛隊追記のまやかし」と闘うとき、そして、今も、辺野古や高江はじめ各地で繰り広げられ、続けられている日米軍事基地との闘いをどのようにとらえていくかを考えるときに活かされる映画ではないでしょうか。

「憲法に『自衛隊』と付け加えることの何が悪い」と言わんばかりの安倍政権の加憲のまやかしと闘うとき、『憲法を武器として』の映画は、まさに武器となると思います。

（法学館憲法研究所「シネマ・DE・憲法」2017年10月30日より）

## 資料③ 映画を見て「自衛隊とは何か」 「勝つための戦略」を考えよう (1)



恵庭事件被告 野崎健美

私達の家庭を壊し、経営を壊していながら、被害補償も、公害対策もしない理不尽な自衛隊に対し、ときにはジェット機の標的を壊し、時には大砲の前に立って射撃を止め、走行する戦車の前に立ちはだかり追い返しました。

またダムに溜まった泥3tを、メディアの見ている前で管理部隊の駐屯地に「返却のために」流し込んだこともありました。

このような行動ができた根拠はなにか。  
「憲法12条を武器にしたから」でした。  
「この憲法に保障される自由並びに権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。」  
この条文を何度も読んで、憲法12条の持つ意味を頭の中に叩き込み、勇気をもって、不当な自衛隊との闘いに臨んできました。

基地公害で家庭が破壊され、牧場の経営も苦境に追い込まれ、演習に抗議し緊急避難をとった被害者は暴力を振るわれ、更に告訴される。

検察庁は違憲濃厚な自衛隊法で起訴。  
裁判で負ければ犯罪人になる。  
そんなことがこの憲法下で許されてはならない。単に被告無罪だけで済ませてはならない。  
加害者は自衛隊、それにくみする検察庁は正に国家権力の中枢機関。相手にとって不足はない。合法的に意趣返しをしてやる。  
裁かれるべきは自衛隊と検察庁。  
何らかの方法で自衛隊には告訴したことを後悔させ、検察庁には起訴したことを後悔させる方法がないかと考え、その方法を探し始めました。

まず自衛隊の実態調べの中で、現場における自衛隊が、横暴で傲慢だけでなく、公害対策も被害補償もせず、被害者に対し暴力行為を行った実態を明らかにしました。

次に検察庁に対しての戦術を考えました。  
官庁は「既成概念や慣例」で思考する傾向があるので、私は「原点からの発想」で対抗しようと思いました。  
議論するとき、「原点を抑えたものが絶対強い」ことを知っていたからでした。

それまで違憲の疑いのある法令により起訴された裁判においては、違憲法令かどうかの審査をしてもその場で判断を下さず、事実調べ、論告・求刑・最終弁論という訴訟指揮を行い、最後の判決の段階で起訴法令が違憲かどうかを示すのが慣例となっていました。  
私はこの訴訟指揮に異議を申し立てたのです。「自衛隊法が合憲」という判断ならともかく、自衛隊法の憲法判断をしないまま事実調べをして、判決段階で違憲と判断した時は、事実調べをした法廷が「違憲の法廷」になる。それは憲法のもとでは許されない」という論理です。

裁判官は、原点からの発想である「違憲の法廷」の論理に対し、「野崎被告人の発言は裁判所としても十分研究しなければならないと思いますけれど、訴訟というものは一つの約束事がある。

市民の立場から見ればとんでもないことかもしれないが、その約束事には歴史や伝統があって、裁判所の一つ一つの訴訟行為について疑問を持たれても、説明が不可能なものがあるということで勘弁して頂きたい」とまで言ったものの、被告の発言を研究した結果が「すべての証拠調べ打ち切り」という結論だったので、

ですから裁判所による異例の段階での「すべての証拠調べ打ち切り」は実質上、「事実調べ取りやめ」でした。

「原点からの発想」が慣例を打ち破った瞬間でした。その後の裁判の展開が、「事実調べ取りやめ」を決定した場合の展開通りだったことから明らかです。ではなぜ「事実調べ取りやめ」という決定をしなかったのか。それは裁判所が、被告の主張をそのまま認めたことになり、裁判所の法券にかかわることになるので、「すべての証拠調べ打ち切り」という形をとったと思われま

す。然し、異例の突然のこの決定はマスコミだけでなく、裁判関係者さえよく理解できず、今まで支援者の多くも意味が分からなかったと思います。

この決定が実質的「事実取り調べとりやめ」であり、「被告の無罪確定」であると気が付かないために、検事が異議申し立てをしなかったことにあらわれていま

す。  
また弁護団が検事に公訴取り下げを要求し、「論告求刑公判で検察官を追い詰める演出」が出来なくなるのではないかと、被告がハラハラさせられたことにもあらわれています。

決定直後、誰一人「無罪確定でよかったね」と被告に言ってくれた人がいなかったことから、裁判関係者が理解できていなかったことがうかがわれます。そして論告公判における裁判所の訴訟指揮を見てみると、この決定で「論告・求刑が必然的に出来なくなる」ことには気付いていなかったように思われます。

なぜ裁判関係者が気づかなかったか。慣例に沿って考えているからです。「事実調べの次は論告、次は求刑、最終弁論そして判決」という固定概念があるので、「事実調べが無くなれば、当然論告も求刑も出来なくなる」とは考えられないのです。

## 資料③ 映画を見て「自衛隊とは何か」 「勝つための戦略」を考えよう (2)

「自衛隊法の憲法判断なしの事実調べ」に反対した被告は、この決定が被告の主張とどう関係するだろうかと考えていたために、決定の意味「事実取り調べなしは正当性の立証なし、よって論告求刑出来ずの無罪確定」を即座に判断できたのです。

被告が裁判官を説得して「事実調べを取りやめ」が決定した結果、「論告も出来ず、求刑も出来ずの無罪」となり、検察庁の起訴を完膚なきまでに叩き潰すことができたのです。

起訴されれば99.9%有罪となる日本の裁判で、起訴した自衛隊法を被告が逆手にとって裁判官を説得し、不当な検察庁に意趣返しを果たしたのです。違憲判決は取れなかったとはいえ、思いは果たしました。

「事実調べ取りやめ」により被告無罪が確定した結果、まるで原告と被告が入れ替わったかのようになり、裁判は終始「旧軍隊のような傲慢で横暴な自衛隊の実態と自衛隊法が裁かれる」ことになりました。自衛隊は告訴したことを、検察庁は起訴したことを本当に後悔したと思います。判決が検察庁に与えたショックは本当に大きく、大敗したのに上告すらできないほどでした。

恵庭裁判は、個人の尊厳、基本的人権、平和に生きる権利を侵す自衛隊並びに検察庁を、事実上被告席に追いやり完全に完全勝利した裁判でした。

その闘いの核は二つです。  
憲法12条を武器に闘うこと。  
もう一つは常識や慣例、既成概念に縛られず、原点からの発想に基づく戦略を用いることでした。

私は国民の権利を奪う不当な国家権力との闘いに、その闘い方が応用されるものと思っていました。しかし残念ながらそうはなりませんでした。

私は秘密保護法反対に関しては「ツツネ原則で対抗すべき」と主張し、安保法制に対してはリベラル層（当時毎日新聞世論調査で39%）だけでなく、政権支持層・無党派層で安保法制反対者（当時21%）にも呼び掛ける戦略を主張したのですが受け入れられませんでした。

選挙結果は申すまでもなく大敗でした。  
（この時無関心層の2人に一人、政権支持層の3人に一人は安保法制に反対でした。）

リベラル層だけでは39%、これでは勝てません、政権支持層・無関心層も巻き込めば60%で勝てたのです。新潟県知事選、今回の新潟の衆院選の勝利がそれを示しています。

また非常に不利な条件下発足したばかりにもかかわらず、アクセス数が自民党よりもはるかに多かった立憲民主党が、あっという間に野党第一党に躍り出た一方、リベラルを排除した希望の党で、民進党議員経験者以外の候補者が惨敗した結果は、無関心層、保守層を含む多くの国民の期待が枝野氏の主張する「保守・リベラル」に向いていることを示しています。



これら体験を通して感じることは、判決直後に恵庭のたたかいを正しく評価し、「原点からの発想による戦略、憲法12条を武器にする闘い」を実行していたら、自衛隊反対運動、秘密保護法・安保法・共謀罪反対運動などの成果は、明らかに違っていたと思います。政権との闘いには、今迄にはない勝つための戦略が必要ではないでしょうか。

恵庭事件で明らかな自衛隊の暴力行為、業務連絡および起訴理由等は、自衛隊が国民の生命財産を守るためどころか、生命財産を侵害して当然としているのです。裁判後、栗栖統幕議長等の発言を知り本当に驚きました。災害派遣も自衛隊の任務と考えている国民も驚くと思いますが「国民の多くは自衛隊が国民の生命財産を守るものだと思っているが、国民は誤解をしている。自衛隊は、天皇を主体とする国体を守るためにある。自衛隊法3条の任務規定はそれを意味している」というのです。

政府の説明とは全く違う自衛隊高官の説明、自衛隊の実態と自衛隊法3条を問題にして、保守層、無関心層を含めた反対運動をするべきではないでしょうか。

安保法制には欠陥が多いため、自衛隊員や家族に、海外派遣に反対・不満が多いのです。

隊員や家族にも関心のある「自衛隊の海外派遣反対」の署名運動を各地独自にすることが、すぐできる自衛隊反対活動です。

署名してくれた人に「これだけは読んでください」と「イラク帰還兵の会の調査『驚くべき自殺者数と理由』『隊内では英雄でも故郷では殺人者扱い』」等を活動家用語は使わず、敬意をもって書いたチラシを渡すのです。これが原点からの発想による、安保法制を逆用した戦略「自衛隊加憲反対に政権支持層、無関心層も取り込む方法」です。自主上映主催者にはご希望があれば、例文をお送りします。

こちら特報部

不断の努力で

「法律の素人だから、憲法の原点から考えることができた」と野崎さんは振り返る。被告の訴えに耳を傾ける「新憲法下」の裁判官たちの愚直さも特筆すべきだろう。

「個人の自由・権利守る」



北海道大学で開かれた映画の上映会であいさつする稲塚孝監督。2日、札幌市北区で

条が権力に立ち向かう勇気をくれた。「不断の努力」で戦ったんです。事件後、野崎さんは牧場再建に奔走し、後に食品加工会社を興してからは経営に専念してきた。公の場で発言することはなくなっていた。だが、特定秘密保護法や安保関連法を強引に成立させていく政府の動きには、黙っていられたらなかつた。



野崎さんは二〇一三年ごろから講演活動などを始め、「憲法を武器に」戦った憲法事件の意義を伝えている。

法廷闘争描いた映画も完成

小牧市の高校生。新聞記事で事件に興味を持ち、夏休みにカメラとテープレコーダーを持ち野崎兄弟に会いに行った。丁寧に話してくれ、野崎さんたちの話を聞き「自衛隊の存在はどう考えても憲法と整合性がない」と感じた。高校の文化祭でフォークソングを歌いたいという級友たちを説き伏せ、「叫び」という演劇にして上演した。

「憲法二一条で戦った」と野崎さんの言葉に重なるのが、安保関連法に反対の声を上げた北陸の母親たち。子どもを守るため、地元で党議員を説得しようとする奮戦する彼女たちの言葉も「不断の努力を讃めよう」。今、全国で民主主義を守る一人一人の努力が続いている。(洋)

2017.7.12

(第3種郵便物認可)

東京

こちら特

# 憲法を武器に

11日に施行された「共謀罪」法に、強い危機感を抱く一人に北海道北広島市の野崎健美さん(82)がいる。50年前、自衛隊演習による爆音への抗議活動が自衛隊法違反に問われた「恵庭事件」の元被告だ。無罪判決を勝ち取ったのは「憲法を武器に戦ったから」。個人の権利が脅かされようとしている今、半世紀前の事件が伝えるものとは。(佐藤大、中山洋子)



## 半世紀前、自衛隊への「抗議」で起訴

### 「恵庭事件」戦いの意義

「共謀罪があったら、間違いなく有罪だったでしょうね」  
東京と変わらない蒸し暑さが続く北海道北広島市で、野崎さんが切り出した。「あのころ、約束を守らない自衛隊にひと泡吹かせたいと、弟とよく話合っていたんですから」  
一九六二年十二月のことだった。  
当時、恵庭町(現恵庭市)で酪農を営んでいた野崎さんと弟の美晴さんは、隣接する陸上自衛隊演習場の騒音に抗議するため自衛隊員らの目の前で、大砲演習用の通信線をペンチで切断。それが罪に問われた。何度抗議をしても聞き流され、改善の約束も反故にされてきた。父母は騒音のストレスに倒れて札幌に避難した。「戦車の前に立ちふさがって追い返したこともある。もちろん怖かったが、生活がかかっていたから必死だ」

牧場を守る二十代の兄弟に何よりも堪え難かったのは、乳牛の価格に影響する乳量や質の検査当日に、牧場近くで大砲演習が強行されたことだ。「約束が違ふ」と中止を求めたが、聞き入れられなかった。  
だが、この「抗議活動」は思わぬ展開を見せていく。兄弟は刑法の器物損壊罪ではなく、民間人として初めて自衛隊法違反(防衛供用物損壊)の罪で起訴されたのだ。騒音の「被害者」を国が追いつめる異例の展開に、全国から四百八十人の弁護士が手弁当で駆けつけた。  
三年半に及ぶ裁判で、弁護側は、そもそも自衛隊は違憲の疑いがあり、自衛隊法は無効として無罪を主張した。「裁判が全国の注目を集め、国はようやく騒音対策に目を向け始めた。それまで住民への補償もなかったんです」  
裁判は裁判官が一人の単独審で始まったが、途中から合議制に切り替わった。

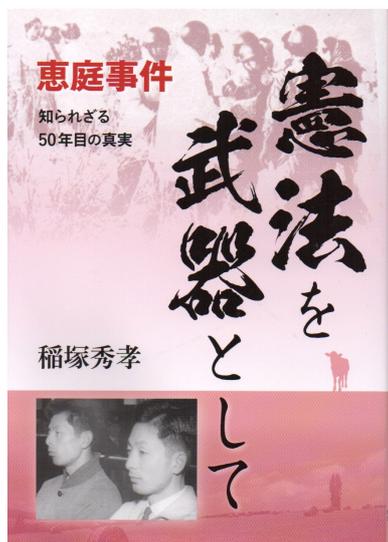


「諦めずに行動するときだ」と訴える野崎健美さん=北海道北広島市で

## 無罪勝ち取った野崎さん 共謀罪に危機感

最終盤の攻防は裁判の白眉だ。裁判官は憲法判断の前に、事実調べをしたと言いつつ渡した。「裁判上の慣例といい、弁護士も納得していたが、どうしても心に落ちなかった」。次の法廷で野崎さんは自ら訴えた。「自衛隊が合憲か違憲か分からないうちに事実調べをするのは、この法廷が憲法違反になる恐れがある。許されないと思う」  
訴えは通り、事実調べは取りやめられた。検察官は異議を申し立てなかった。次の論告求刑公判で、野崎さんは再び被告席から手を挙げた。「事実調べもしないで、検察官は求刑ができるのか」  
正当性を立証する機会が与えられていない論告求刑は不当だとする野崎さんの訴えは受け入れられ、裁判所は検察官に論告求刑を禁じた。  
判決は「無罪」。「通信線は防衛供用物に該当しない」とされた。当初、「読み上げに一時以上かかる」と告げられた判決は十分ほどで切り上げられ、憲法判断には踏み込まなかった。検察側は控訴せず、兄弟の無罪は確定した。

## 資料⑥ 恵庭事件・自衛隊関連資料



### 【書籍】

- 稲塚秀孝『憲法を武器として～恵庭事件 知られざる50年目の真実』（2017年・タキオンジャパン）

※映画『憲法を武器として』の監督の稲塚さんが映画の内容、とくに裁判の経過を書籍にしました。被告、証人、弁護団と検事の論争など映画で再現されたやりとりが採録されています。

右欄に目次とその主な内容を書き出しました。会場でも販売しておりますが、直接タキオンジャパンにもお問い合わせください。

携帯：090-3576-6644

inazuka@takionjapan.onamae.jp

- 北海道平和委員会『恵庭事件公判記録』

- 日本民主法律家協会恵庭事件対策委員会 編 『裁かれる自衛隊：自衛隊恵庭事件と国民の生活・権利』（1965年・労働旬報社）

- 栗栖弘臣『日本国防軍を創設せよ』（小学館文庫）

### 【映画】

- 記録映画『裁かれる自衛隊』（共同映画）
- 記録映画『流血の記録 砂川』（砂川闘争記録映画製作委員会1957年）
- 記録映画『1960年6月 安保への怒り』（安保反対映画製作委員会1960年）

稲塚秀孝『憲法を武器として～恵庭事件 知られざる50年目の真実』目次と「章見出し」から

### はじめに

#### 恵庭事件とは

- ・米軍・自衛隊と戦い続けた九年間
- ・そして事件は起こった

### 自衛隊法第121条による起訴

#### 裁判を読み解く 第1回から第15回まで

- ・第2回公判—昭和38年11月9日
- ・裁判官3人制となる
- ・第5回公判—昭和39年3月18日
- ・第6回公判—昭和39年5月11日～第13回公判—昭和39年11月5日

#### 三矢作戦計画に見る「自衛隊の実態」

- ・田中義男陸将の証言から
- ・三ツ矢作戦計画の発覚

#### 裁判を読み解く 第16回から第24回まで

- ・田中義男証人が出廷
- ・三ツ矢研究はどのように計画されたか
- ・日米統合作戦調整所
- ・自衛隊は米軍基地を守る、海外派兵を行う
- ・三ツ矢研究は憲法違反
- ・自衛隊は軍隊
- ・三ツ矢作戦計画と恵庭裁判
- ・三ツ矢研究のその後
- ～田中義雄が書き遺した分から～

#### 裁判を読み解く 第25回から第29回まで

- ・裁判所は大きく舵を切った
- ・証拠調べより事実調べを優先
- ・裁判所の訴訟進行が変質した

#### 裁判を読み解く 第30回から判決まで

- ・検察側論告
- ・弁護側最終弁論
- ・判決文は1時間を超える
- ・判決当日—昭和42年3月29日
- ・推論 検事論告の中に判決の真実が見える

### 判決から50年目の真実

- ・辻三雄裁判長が言い遺した真実

### 特別寄稿

基本的人権、平和に生きる権利を守るために  
恵庭事件 元被告 野崎健美

### 資料編

恵庭裁判公判記録

起訴状からの抜粋

判決文より抜粋

日本国憲法より

自衛隊法より

（制作）クレジットより

## 資料⑥ 自衛隊年表

- 1894・8 日清戦争（清国に宣戦布告）～1895・4  
 1904・2 日露戦争（ロシアに宣戦布告）～1905・9  
 1923・9 関東大震災  
 1910・8 日韓併合  
 1931・9 満州事変（柳条湖事件）  
 1933・3 国際連盟脱退  
 1937・7 盧溝橋事件、日中全面戦争始まる  
 1938・4 国家総動員法成立  
 1940・9 日独伊三国同盟締結  
 1941・12 日本軍ハワイ真珠湾奇襲、太平洋戦争突入  
 1945・8 広島と長崎に米軍が原爆投下、日本敗戦  
 1947・5 **日本国憲法施行**、9条で戦争や武力行使の放棄などを明記  
 1950・6 朝鮮戦争勃発  
 1950・8 連合国軍総司令部（GHQ）のマッカーサー元帥の書簡に基づき、**警察予備隊設置**  
 1951・9 **サンフランシスコ講和会議、対日講和条約と日米安保条約調印**  
 1952・10 **警察予備隊を保安隊**に改組  
 1954・7 **防衛庁設置、陸海空自衛隊**（前身は保安隊）が発足  
 1956・10 砂川闘争始まる  
 1959・3 **砂川事件で東京地裁判決**「憲法9条は自衛のための戦争や戦力保持も許さない。米軍の駐留を許容していることは憲法が禁じた陸海空軍その他の戦力の保持に該当」  
 1959・12 **砂川事件で最高裁判決**。「憲法9条は自衛権を否定していない。憲法の平和主義は無防備、無抵抗を定めたものではない。米軍駐留は違憲ではない」とし、日米安保条約は高度の政治性を有し、司法審査権の範囲外と判断（統治行為論）  
 1960・1 **日米新安保条約調印**、日本への攻撃での共同対処をうたう  
 1962・12 **恵庭事件**  
 1963・9 **恵庭裁判第1回公判**  
 1965・6 日韓基本条約調印  
 1967・3 **恵庭裁判判決**  
 1972・5 沖縄の施政権返還  
 1972・9 日中共同声明調印、国交正常化  
 1973・9 **長沼ナイキ基地訴訟**で札幌地裁が「自衛隊は憲法が禁じた陸海空軍に該当」と初の違憲判決  
 1982・9 **長沼ナイキ基地訴訟**で最高裁判決。自衛隊の合憲・違憲についての憲法判断を回避  
 1989・6 百里基地訴訟で最高裁が「自衛隊への用地売却は無効とはいえない」と判決。自衛隊の憲法判断は回避  
 1989・12 米ソ首脳のマルタ会談で冷戦終結  
 1990・8 イラク軍がクウェートに侵攻  
 1991・1 米など多国籍軍がイラクを攻撃、湾岸戦争始まる。クウェートを解放。日本は約140億ドルを支援  
 1991・4 ペルシャ湾の機雷除去のため海自掃海部隊を派遣。軍事能力を使用するための自衛隊の海外派遣は初めて  
 1991・12 ソ連消滅  
 1992・6 国連決議に基づく平和維持活動に参加するための**国連平和維持活動（PKO）協力法**成立  
 1992・9 カンボジアでの国道補修などのPKOに自衛隊派遣。PKO協力法に基づく初めての海外派遣  
 1994・7 村山富市首相（社会党委員長）が自衛隊合憲、日米安保堅持などを国会で答弁  
 1996・4 橋本首相とクリントン大統領が日本周辺有事での防衛協力推進を盛り込んだ日米安保共同宣言に署名  
 1999・5 周辺事態法など新ガイドライン関連3法成立。日本の周辺地域で起きる武力紛争などの「周辺事態」で、作戦行動する米軍に日本が支援する内容を規定  
 2001・9 米国の世界貿易センタービルなどで同時多発テロ、約3000人死亡  
 2001・10 米英軍がアフガニスタン空爆。アフガン難民への支援物資輸送で、空自をパキスタンに派遣  
 2001・10 米軍などの軍事行動を支援するためのテロ対策特別措置法成立  
 2001・11 米英軍への燃料補給や物資輸送のため、海自の艦船をインド洋に派遣。初の戦時海外支援  
 2001・12 アフガンのタリバーン政権崩壊  
 2002・9 米国が大量破壊兵器を保有する敵への先制攻撃を正当化する国家安全保障戦略を発表  
 2003・3 米英軍がイラク攻撃。難民支援のためのテントを積んだ空自運用の政府専用機をヨルダンに派遣  
 2003・4 バグダッド陥落、フセイン政権崩壊  
 2003・6 日本が攻撃を受けた際の対応を規定した武力攻撃事態対処法など有事法制3法が戦後初めて成立  
 2003・7 イラクで自衛隊が人道復興支援などを行うためのイラク復興支援特別措置法成立  
 2003・8 バグダッドの国連事務所で爆弾テロ、デモ口国連事務総長特別代表ら死亡  
 2003・10 日本がイラク復興支援国会議で総額50億ドルの支援を発表  
 2003・11 イラク南部のイタリア警察軍駐屯地が攻撃され、28人死亡  
 2003・11 ブッシュ米大統領がバグダッドを電撃訪問  
 2003・11 奥克彦在英大使館参事官と井ノ上正盛在イラク大使館3等書記官がイラク北部で銃撃され死亡  
 2003・12 米軍がイラク北部の農家の穴蔵でフセイン元大統領を拘束  
 2003・12 リビアが核開発を放棄  
 2004・1 陸自先遣隊がイラク南部のサマワに入る  
 2004・2 陸自本隊がサマワ入り  
 2006・7 自衛隊自衛隊イラクサマワから撤収  
 2006・12 航空自衛隊のイラク派遣の基本計画を、2007年7月末まで延長決定  
 2007・1 防衛庁から防衛省へ  
 2013・12 秘密保護法法案強行採決  
 2015・9 **安保法制法案強行採決**  
 2017・5 自衛隊9条加憲案表明  
 2017・6 共謀罪法案強行採決

（現在、毎回の映画会ごとに映画の内容に則した年表をつくり、まとめて「私たちの近現代150年年表」にしたいと思っております。  
 お気づきのことありましたらお寄せください）

## 資料⑦ これからの憲法を考える映画の会

### 第41回 憲法を考える映画の会

映 画：『ザ・思いやりPART2 希望と行動編』  
日 時：2月24日（土）13時半～16時半  
会 場：文京区民センター3A会議室（3階）  
（文京区本郷4-15-14）地下鉄（大江戸線・三田線）  
春日駅徒歩2分（丸ノ内線・南北線）後楽園駅徒歩5分



日本に住むアメリカ人が作るドキュメンタリー、待望の第2弾！

バクレー監督が希望をもって行動している人に会いに行く！

アメリカ人がみたニッポンを伝えたい！  
あきらめずに行動して生きる人々の姿を！  
思いやり予算とは？

1978年、時の防衛長官・金丸信大臣が、在日米軍基地で働く日本人従業員の給与の一部（62億円）を日本側が負担すると決めたことから始まる。  
日米地位協定の枠を超える法的根拠のない負担に対して、円高ドル安などによってアメリカの負担増を考慮した大臣が「思いやりの立場で対処すべき」などと答弁したことから、「思いやり予算」と呼ばれるようになった。

シリアスだからコミカルに！さらに問いかける在日米軍は世界の戦場に出張ばかり？そこで何してるの？オキナワでも不条理ばかり、どこに希望はあるの？本当の“思いやり”をもって生きる人々の声を聞きたい！

映画の内容について詳しくは法学館憲法研究所ホームページ「シネマ・DE・憲法」『ザ・思いやり パート2』<http://www.jicl.jp/now/cinema/backnumber/20171127.html>もご覧ください。

### 「憲法映画祭2018」（4月29日・30日）

日時予定：2018年4月29日（日）30日（祝）  
会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター  
セミナーホール（小田急線参宮橋徒歩8分）

来年も、4月29日、30日の2日間、憲法を考える映画の拡大上映会「憲法映画祭2018」を計画しています。来年はもう少し席数の多い300席の会場を用意することができました。

・これからプログラム（上映作品・講演者）や、みなさんへの案内、当日の進行などについて相談して決めていきたいと思っています。

いまあがっているプログラム候補は、  
『東京裁判』  
『うりずんの雨』  
『米軍が最も恐れた男 その名はカメジロー』  
『すべての政府は嘘をつく』  
『カンタ！ティモール』  
『NO』  
『わたしの自由について』  
などです。



・プログラムについてのご意見やアイデアをお寄せいただいて、この映画祭をいっしょに創っていきたくと思っています。いっしょに準備をし、手伝ってくれる方も探しています。どうぞよろしくおねがいします。